

広島県消防広域化推進計画見直し検討資料作成業務

企画提案書作成要領

この要領（以下、「本要領」という。）は、広島県消防広域化推進計画見直し検討資料作成業務（以下、「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下、「プロポーザル参加者」という。）が、企画提案書を作成するために必要な事項を定める。

プロポーザル参加者は、本業務に係る公告、公募型プロポーザル説明書及び「広島県消防広域化推進計画見直し検討資料作成業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を確認の上、本要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 提出書類

(1) 企画提案書

ア 仕様書及び本要領に基づき、業務の実施方法等を提案すること。

イ A4版縦両面印刷、横書き、左綴じとすること。（図表等は、必要に応じ、A3版折込みを可とする。）

(2) 見積書

ア 様式は任意とする。

イ 詳細な積算内訳が分かるようにすること。

ウ 消費税及び地方消費税相当額を明記すること。

(3) 提出部数

10部（うち9部は、写しで可とする。）

(4) その他

ア 企画提案書及び見積書にはプロポーザル参加者が特定される社名、ロゴ等を記載してはならない。

イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。（部分的な差替えは認めない。）

ウ 採用された提案の著作権は、広島県に帰属する。

2 企画提案書及び見積書の内容

企画提案書及び見積書には、次の項目を具体的に記載すること。また、提案内容とした理由を簡潔に記すこと。（項目の統合・分割は可。）

(1) 企画提案書

業務全般	業務のねらい	(1) 業務のねらい (コンセプト, 目指す成果)
	業務実施体制	(1) 全体のスケジュール, 組み立て (2) 実施体制 (責任者の適格性, 人員の配置, 役割分担等) (3) 実績 (過去の同様の調査等の実績とノウハウの活用)
業務の内容	資料作成	(1) 10年後, 20年後の署所管内の人口と年齢構成の推計 (2) (1)に応じた消防・救急需要の推計 (3) (2)と現状の消防・救急需要の比較, 必要な消防力の推計 (4) 消防の広域化 (現計画 (※1)の5ブロック, 県内1ブロック, その他1ケース)による人員配置と各ケースの人件費試算 (5) (4)と現状の消防体制・人件費の比較 (6) 広域化による消防・救急車両の出動範囲, 種類・台数の種類等の変化によりメリットが生じる地域の抽出, 住民数の試算 (7) (1)～(6)の各資料のアウトプットの仕様
	調査の方法等	(1) 調査の方法 (調査手順, 調査単位, 調査の精度, 調査の条件, 使用するソフト等) (2) 県, 検討委員会等との役割分担, 調整
	その他	(1) 検討委員会等への資料の提供, 説明 (2) その他業務の目的を達成するための工夫

※1 「現計画」＝広島県消防広域化推進計画 (平成20年3月策定)

(2) 見積書

業務内容, 数量, 単価, 金額を可能な限り詳細に記載すること。

3 審査会における審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、『「広島県消防広域化推進計画見直し検討資料作成業務」に係る候補者選考審査会』が審査する。

(2) 審査内容

「2 企画提案書及び見積書の内容」の各項目について点数評価を行い, 最も優れた提案として評価した者を選定する。

なお, 評価の主な視点は次のとおり

ア 具体性

調査内容・方法等の具体性, 実現可能性, 精度等

イ 理解度, 対応力

業務目的の理解, 目的を達成するための方法, 調査を行う上での課題の把握と対応策の検討等

ウ 費用対効果

企画提案内容と見積額との費用対効果, 信頼性

(3) 採否の通知

審査会終了後，速やかに応募者全員に通知する。

(4) その他

- ア 審査経過及び全体の順位は，公表しない。
- イ 仕様書及び本要領に基づいていない提案は，無効とする。
- ウ 見積額が予算額を上回る提案は，無効とし，審査しない。